

## 第2次津市地域公共交通網形成計画（案）等について

### 1. 背景・目的

近年、人口減少及び少子高齢化、モータリゼーションの進展等により公共交通の需要が低下したことから、公共交通の利用者は全国的に減少傾向が続いており、鉄道や路線バスの廃止等によるサービス水準の低下や公共交通を担う民間事業者の経営悪化といった悪循環が社会問題となっています。

本市においても公共交通を取り巻く環境は厳しく、特に路線バスにおいては利用者の減少や運転手不足による運行本数の減少が続いています。

このような中、平成27年3月に策定した「津市地域公共交通網形成計画」（以下「第1次計画」といいます。）が令和2年3月をもって計画期間を満了することから、本市が持続的に発展し、安心して暮らせるまちであり続けるために、社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応し、市民の日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、機能的かつ効率的な公共交通網を整備していくため、第2次津市地域公共交通網形成計画（以下「第2次計画」といいます。）を策定するものです。

### 2 第2次計画（案）の策定に向けた取組

第2次計画（案）の策定に向けては、平成30年4月1日に自治会連合会や公募委員の市民、公共交通事業者や三重運輸支局等の関係機関、学識経験者等で構成する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条で定める法定協議会である「津市地域公共交通活性化協議会」（以下「協議会」といいます。）を設置し、第2次計画（案）を策定することとしました。

策定に当たっては、本市の地域公共交通の現状を踏まえつつ、第1次計画の施策の点検や社会環境の変化への対応、アンケート結果からの問題点等から現在の本市の地域公共交通の課題を検証した上で、持続可能な地域公共交通とするためにも、再編に係る年間の津市コミュニティバスの運行経費については第1次計画がスタートした平成27年度の一般財源の範囲内とすることとして協議会において議論を重ねてきました。

そして、2年間で10回に及ぶ議論を経て、この度、令和元年12月24日に開催の協議会で第2次計画（案）が承認されました。

### 3 現状の地域公共交通の課題

本市には鉄道、乗合バス、航路等様々な交通機関が存在することから、拠点間を結ぶ公共交通サービス水準を維持しつつ、拠点と居住地を結ぶ公共交通ネットワークを確保するとともに、各種公共交通間の乗継設定を行うなど相互に連携を図る必要があります。

また、合併前の市町村が設定し引き続き運行しているコミュニティバス路線が地域の移動ニーズに十分対応しきれていないことから、地域特性に応じた持続可能な交通体系を確立するとともに、日常生活に応じたサービス内容の見直しが必要となります。併せて、運行の重複、運行経費の増大、運転手不足等の問題もあることから、運行経費の抑制による効率的な運行はもとより、利用の少ない路線、サービスが重複する区間の運行については見直しを図る必要があります。

さらには、高齢化に起因する交通事故の増加への対応、外国人旅行者への対応に向けた取組として、様々な移動環境の整備や情報提供が必要不可欠となります。

一方、人口減少下において一定のサービス水準を確保していくためには、行政や公共交通事業者による事業だけでは限界があることから、市民が自発的に公共交通政策に関与することも必要です。

#### 4 第2次計画（案）の概要

地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするため、「快適で幸せな暮らしを支える公共交通体系が確立したまち」を目指すべき将来像として設定し、計画区域を本市全域、計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間として計画を定めています。

なお、社会情勢の変化等に対応すべく、必要に応じ計画を見直すこととしています。

##### (1) 基本的な方針、計画目標（第6章）

###### ア 津市公共交通の基本的な方針

基本方針1は、地域をつなぎ、住みやすいまちづくりを実現する公共交通網の構築として、「広域の移動の確保」と「日常生活における移動の確保」を、基本方針2は、地域ニーズと持続性を両立させた公共交通サービスの提供として、市民の日常生活の移動手段を確保し続けるためにも、利用実態に応じてバスの運行を見直す等「バス路線の運行効率化」を、基本方針3は、利用促進につながる移動環境の提供として、情報通信技術の活用も含めた「快適な移動環境の整備」と「公共交通に関する

情報の管理と提供」を、基本方針4は、市民による自発的な行動の促進として、「公共交通を担う人材の育成」と「公共交通に関する市民の意識向上」を、それぞれ目標として設定しています。

#### イ 公共交通網の考え方

地域間を結ぶ交通を「幹」とし、日常の移動手段を確保する交通を「枝」として公共交通網を形成することとしています。

#### (2) 目標を達成するために実施する事業（第7章）

第6章で設定した目標を達成するために25事業を実施することとしています。

#### (3) 計画の達成状況の評価（第8章）

目標を達成するために実施する事業の達成状況については、PDCAサイクルに基づいた進捗管理を行い、必要に応じ事業内容や目標の見直しを繰り返し行います。

#### (4) 計画推進体制（第9章）

第2次計画（案）の作成、計画の進行管理及び評価、改善計画の検討については、引き続き協議会において実施します。また、地域住民が地域公共交通の運営に参画する場として、地域毎に開催される「地域公共交通あり方検討会」において、公共交通の利用促進、地域の課題と解決策、コミュニティバスのサービス内容の見直し、新しい形態の公共交通サービスの在り方等を検討し、協議会に提言できる仕組みを構築します。

#### (5) 自主運行バスの見直し、津市コミュニティバスの再編（第10章）

##### ア 自主運行バス（廃止代替バス）の見直し

基本方針2の目標である「バス路線の運行効率化」を達成するために実施する事業3-1に基づき、①鉄道と運行が重複する区間においては、需要を把握した上で鉄道への集約を推進します。②利用が少ない区間においては、利用実態に応じた運行本数の設定を行います。③利用が著しく少ない区間においては、需要を把握した上で、津市コミュニティバスによる代替を推進します。

##### イ 津市コミュニティバスの再編

基本方針2の目標である「バス路線の運行効率化」を達成するために実施する事業3-2に基づき、①移動ニーズ・利用実態を反映し、②他交通機関との役割分担の整理を行い、③地域特性を考慮した上で再編を行います。

## 5 津市コミュニティバス再編に係る事業計画等（案）の概要

津市コミュニティバスの再編に当たっては、第2次計画に基づき、新たな路線、停留所等を「事業計画」として、運行回数、運行時刻等を「運行計画」として、また、「運賃」を定めること（これらを「事業計画等」といいます。）となり、今後、現行の事業計画等を変更し、新たな事業計画等を定めるため、協議会での合意を得たのち、国土交通省に申請することになります。

津市コミュニティバスの再編については、本市内には鉄道、乗合バス（一般路線バス、自主運行バス、コミュニティバス）、航路等の様々な公共交通機関が存在し、それぞれが相互に連携を図る必要があること及び協議会が第2次計画の承認や国土交通省に申請する事業計画等を合意する責務を有することから、第2次計画（案）の作成に併せて、事業計画等（案）の一部となる路線（案）についても、協議会で議論を進めてきました。

事業計画等（案）の作成に当たっては、第2次計画における津市公共交通の基本的な方針及び目標に向け、目標を達成するために実施する事業の考え方に基づき、協議会において示された再編の方向性に沿って、次の方針により現行の路線等の見直しを行いました。

### (1) 移動ニーズの反映

現行ルートは、合併前の市町村が設定した路線を引き続き運行しているため、旧市町村の地域を越えた生活に必要な買物や通院の移動ニーズに十分対応しきれていない課題があります。また、地域内においても新たな移動ニーズが生まれています。

このため、旧市町村の地域という概念を取り払い、地域間移動を確保する路線へと見直しを図ります。

### (2) 日常生活の移動手段を確保するサービス水準の設定

買物や通院等の日常生活の移動手段を確保する観点から、これまで各地域によって違いがあった運行回数及び運行日数を、原則1日4往復、週3日運行に統一します。

また、通学や観光等の地域特性に考慮し、白山地域においては、通学輸送を確保するため、元取地区から小中学校を週5日及び榊原温泉口駅から白山高等学校を週7日運行するとともに、美杉地域においては、観光輸送を確保するため、観光シーズン時に季節限定の運行を行います。

### (3) 利用実態を反映した利用の少ない路線の運行の見直し

将来にわたり公共交通を維持していくためには、運行経費の抑制による

効率的な運行が求められます。このため、現状において御利用いただけていない区間への乗り入れを廃止するとともに、極めて御利用時間帯が限られている区間について、利用実態を踏まえ1日1往復の運行へと見直しを図ります。

#### (4) 他交通機関との役割分担の徹底

コミュニティバスは、鉄道及び一般路線バスが運行していない地域における移動手段を確保する役割を担うという原則の下、現行路線において鉄道又は一般路線バスと重複して運行している路線については、役割分担を徹底します。

なお、当該区間においては、路線間のダイヤ調整によって乗り継ぎに配慮しています。

#### (5) 自主運行バス（廃止代替バス）からの見直し

運行の効率化を図るため、自主運行バスにおいて著しく利用が少ない区間については、津市コミュニティバスによる代替運行により対応します。

#### (6) 運賃の統一

これまで美杉地域において距離制運賃としていた運賃について改正を行い、津市コミュニティバスの運賃を一律200円（小学生100円）に統一します。

なお、事業計画等（案）については、今後、各地域で開催を予定する地域公共交通あり方検討会等の地元協議において、地域の皆様と具体的な協議を進めていきます。

### 6 今後のスケジュール

第2次計画（案）については、パブリックコメントによる意見募集を行います。併せて、各地域で地域公共交通あり方検討会等の地元協議を実施し、第2次計画（案）と事業計画等（案）について議論を深めます。

パブリックコメントによる御意見と地域公共交通あり方検討会等の地元協議を踏まえ、第2次計画（案）及び事業計画等（案）の見直しを行った後、協議会の了承を経て第2次計画の策定・公表を行い、協議会の合意を経て国土交通省に事業計画等の申請を行う予定です。

なお、津市コミュニティバス等再編後の運行開始は、令和2年10月を予定しています。